

## 会議録

会議の名称	平成16年度保健福祉審議会（第2回）
開催日時	平成16年7月12日 19時00分 から 20時30分まで
開催場所	西東京市保谷庁舎防災センター6階講座室2
出席者	川村会長、阿副会長、清水委員、佐々木委員、小美濃委員、金見委員、野本委員、東海林委員 （欠席：赤塚委員、兼子委員、齋藤委員、保谷委員） （事務局）岡山保健福祉部長、大野高齢福祉課長、田中高齢福祉課主幹、相原健康推進課長、波方介護保険課長、森下保健福祉総合調整課庶務係長、三城主任、増田主事、鴨下高齢福祉課主査、倉本高齢福祉課主任
議題	「住吉福祉会館建替えに伴う老人福祉センター機能のあり方」について
会議資料の名称	1 「住吉福祉会館建替えに伴う老人福祉センター機能のあり方」答申案 2 平成16年度第1回会議録
記録方法	会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>事務局： 平成15年度西東京市保健福祉審議会（第3回）について、意見が無かったので確定します。平成16年度西東京市保健福祉審議会（第1回）会議録については本日配布しました。意見等があれば、7月23日までに連絡いただきたい。</p> <p>会長： 「住吉福祉会館建替えに伴う老人福祉センター機能のあり方」についての諮問について質疑する。 先週月曜日、高齢福祉課長と現地に行った。広い敷地だが、老朽化が激しい。ただ、利用者がお風呂、カラオケ等を行っており、生きがいを感じていることを実感した。 前回に引き続き諮問について意見を頂ければと思う。本日、欠席委員からFAXで意見が届いている。「時代の要請するところに則した機能の付与を望む。」とあった。</p> <p>委員： 若い方でも高齢者になっても、浸かりたいとかシャワーを浴びたい等がある。介護保険</p>	

を使える場所もあるが、やはりまだまだ週1回での入浴で、シャワー浴をされている。近くで車椅子でもシャワーを浴びられるような機能を是非取り入れて欲しい。

委員：

住吉のセンターにはお風呂は要らないと思う。折角、住吉のセンターは複合施設として女性センター、老人福祉センター、子どもの支援センターが入る。高齢者が楽しみとする今までのものでなく、全ての世代が様々な意味で利用できるようにしてもいいと思う。

答申に「明るい空間を」と入っているので良いと思う。そして、「市民の多世代交流をめざす地域支え合いネットワークの場の一つにすべきであると進言するものである。」とある。この位置づけもとてもよいと思う。また、開館時間と休館日を高齢者の生活実態に対応する工夫をするべきと思う。

事務局：

老人福祉センターの基本的な考え方の中に、元気で日々活動されている方が利用するというのがある。先程のご意見のように利用方法を変えていくことは、非常に難しいと考える。確かに建替えにより、機能的なもの、設備的なものを良くするのは当然であるが、障害者等の利用を含めた施設にすることは、今回の住吉福祉会館の建替えでは想定していない。今後の福祉会館のあり方ということのご提言と受け止めさせていただく。

会長：

現地を伺う前は、お風呂はどうかと思ったが、感想を聞いてみるとこの楽しみが失われるのはどうかなとも思う。利用時間は事務的な感じがある。弾力的な運用も必要である。

委員：

車椅子を使って利用する機能があってもいいと思う。ただ、車椅子のお風呂は場所も取り、一人しか入れない。介助は2～3人で、時間もかかる。それを考えると、今の基本設計では一部屋潰さなければ、安全面、機能面からも課題がでる。それに囚われるよりは、違った視点から、利用される方の機能向上を考えることも必要に思う。参考として、北欧では福祉センターの中に一般企業に会議室を開放するなどして収益をあげたり、地域交流を行ったりしている。よって施設等は介護に視点をあて、今回の福祉センターは健康増進、介護予防など健康な人達が様々な活動ができる場所にしたい。介護をこの中に入れるとバランスがどうかなと思う。

委員：

地域との交流が今後必要になってきている。これが地域のセンターになって、地域との交流を行うという視点に変えていったらいいのかなと思う。確かにお風呂は楽しいと思うが、地域に開いた形の老人福祉センターでいいのではないか。

会長：

今の意見から従来型福祉会館から「地域のふれあいのネットワークの拠点」、「利用者のための交流の場」という方向で変えていくのがいい、ということを感じた。答申案にもあるが、高齢者はもとより、障害者、児童など様々な市民の多世代交流を目指す「地域支え合いネットワークの場」の一つとすべきと思う。障害者を考えれば、当然老人福祉セン

ターだから、障害を持つ高齢者の方が利用できるようなものも必要。答申案にバリアフリー化という言葉も入れてある。

委員：

もちろん交流の場も大きく総括されていていいのだけれども、現状として家庭が入浴を支えている。ちょっとした介助で大きいお風呂に入ること満足する。

事務局：

福祉会館を無料で利用できるとなると、ほとんどの介護保険受給者、支援費制度利用者がどんどん利用する。現在の制度の中で、福祉会館の施設にその機能を取り入れて、事業をやっていくのは、運営面で問題がでて、現在の利用者の制限がでてくる。今後、制度が変わっていくなかで、検討の余地はあると思う。

委員：

駐車場のことをきちんと考えないと利用しづらい施設になると思う。本日、福祉会館に行ってきた。前回、「交通の便が悪い」とあったが、意外といい場所にあると思った。

事務局：

はなバスのルートについては、先月市民説明会を開催し、ひばりヶ丘駅から、旧社会調査研究所（現インテージ）及びディスカウントショップ二木を通過して、尉殿神社前の交差点を左折し保谷高校前を通り、保谷庁舎に戻るルートで検討されている。9月から運行を計画している。

会長：

駐車場は何台くらいおけるのか。

事務局：

まだ台数は分からない。既存の建物部分が公園と駐車場となり、かなりの広場になる。

委員：

住吉福祉会館開館の時に見に行った。今は畳の上に座る生活でない世代が生まれてきている。また、ここに多世代交流、支えあい、介護予防等の新しい機能をつけるという考えだと畳の大広間は必要ないと思う。多目的でより機能的なものをにしたらいいかと思う。

委員：

畳でなければ、靴のまま自由に出入りできる。また、最近はダンスが非常に流行っている。そうなれば、和室でなく床のしっかりした所で、しかもホールになるような多目的な方がよいと思う。

老人福祉センターが1,000平米で、子ども総合支援センター1,500平米、女性センターが400平米となっているが、フロアごとに分けて考えているのか。

事務局：

施設配置ですが、それぞれの施設がまとまってあれば使いやすいし、管理もしやすいと思う。しかし土地の有効利用から、各階で各事業を行うのは難しいと思う。

現施設は1階が事務所、2階が老人福祉センターで利用状況に目が届かない。建替えでは、事務室を利用者状況がある程度見通せる配置にしていきたい。

委員：

やはり安全面を考えると、配置の組み合わせは難しいし、共有部分を含めるとどのようになるか整理しきれない。いずれにしても、使い勝手がよく、安全なものを造っていくと思う。交流の場としては大変結構だと思う。

委員：

学校は教育目的でないと使えない事がある。ここは福祉目的でないと使えないのか。

事務局：

老人福祉センターについての補助金等はなく、一財のみである。よって補助金による利用制限等はない。経費は基本設計を行うことによって建設費の積算が出てくる。

事務局：

機能毎に事業費を算出している。財源は、合併特例債を活用し、事業費の95パーセント、残りの5パーセントが一財である。合併特例債は適債事業に限られ、通常は一般単独事業債75パーセントの充当率だが、今回は20パーセント上乘せ95パーセントの充当率である。今後、起債ヒヤリング等のなかで、老人福祉センターの建替えということで、一般単独事業債の適債事業であるので、これを合併特例債でお願いしたいという形でヒヤリングを進めていく。従いまして、老人福祉センターの定義で事業を活用していかざるを得ない。

委員：

先程もあったが、会館によっては、入口から利用場所まで一つの履物で利用できる。管理面で難しい所もある。できれば安全対策を加えていただきたい。これからの施設は事故に繋がらないようなもの視点が、機能的に大きい目的に入ると思う。

会長：

答申案を「バリアフリー化を図り、安全でかつ使いやすい…」と変更しましょう。

委員：

前回では、合併特例債によって制約を受けている感じがする。浴室も造らなければならないと聞いていたが、今日の話だとある程度緩みがあるようにも取れる。これは造らなければならないというはっきりしたものがあるのか。ある程度緩めて考えてもよいのか。バリアフリー化は勿論、高齢者であれば健常であろうとなかろうと安全のための必要な考え方と思う。このセンターを対象とする高齢者は健常な高齢者と考えてよいのか。

事務局：

老人福祉センターは、当時の厚生省通知による「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」に基づいている。また、対象者は介護を必要としない方が利用の中心としている。確かに高齢者で障害があっても、自分で身の回りのことができるという方は利用していただいている。ただ家族の方が一緒に来て、入浴等をしなければならないという場合は、介護を必要とされる方が利用できる施設の利用をお願いしている。

A型施設ですが、事業としては生活相談、健康相談。施設には、所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所、ただ

し、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合にはこの限りではない、とある。

会長：

建替え後もA型で、風呂が残る形ですね。これがB型なら風呂はなくてもいいわけです。この辺りはまた規制緩和や介護保険、支援費制度の見直し等で変わってくると思う。

委員：

国通知に「公衆浴場法による許可を受けなければならない。」とあるがこれは何を制限しているのか。

委員：

一般公衆浴場と同じで、衛生的、安全、光が入ってくるか等がある。知事の許可がいる。ある程度の規模、衛生的、しかも管理を行う、ということである。

委員：

車椅子浴場は一般浴場ではなく、施設認可の部分である。それが老人福祉センターに併設されるのは安全性等でどうなのかなと思う。施設に車椅子用だと様々な種類がある。一般浴槽みたいところに機械で車椅子ごと入るのもあれば、乗り換えて入るものもある。どちらも設備的にはその部分が大きく深くないといけない。1階だと設置し易いが、2階、3階だと天井が高くないと設置ができない。よって設備的には、機械浴だと何階にでもできるが、リフト浴等になると制限受けてしまうことが多少ある。

会長：

いずれにしても、A型の機能という考えでご理解いただければと思う。答申書の最後に「地域支え合いネットワークの場の一つ」に入っている。これは、西東京市総合計画、地域福祉計画に重点プロジェクトとして位置づけられている。

事務局：

今後、老人福祉センターでもできるだけ取り入れられる方向で、運営を考えている。広く使えるような方向性で考えていきたいと思う。

会長：

「ふれあいのまちづくり」との関係ではどうか。

委員：

ここは是非力を入れていただきたい。子ども審議会でも申し上げた。伺った所、女性センターでもこのようなことを考えているようである。ここが何センターというのではなく、本当の複合施設になったらよいと思う。これは庁内プロジェクトを組んでいるとのことだから、いかに市民のことを考えてくれるか、期待している。

会長：

ふれまちの地元の方々の願望というのはいかがですか。

委員：

ここ、泉小学校区には公設の建物がない。地元は熱望している。

委員：

先程、機能回復訓練室という話があったが、健常な高齢者を対象としているのに機能回復というのはどういうものか。

事務局：

健康体操等を健常者の方に行っている。利用率が高い。筋力向上トレーニング等を行う施設を庁内検討委員会にて検討している。

委員：

現在、パワーリハビリなどは、転倒防止において筋力アップに大変効果があると言われている。それを良い形で地域に広げる。場所の提供や参加できるものを作ればと思う。

委員：

施設として、運営面、機能面のどちらで検討していいかわからないが、高齢者のみでも結構だが、将来的に住吉福祉会館を拠点的に情報の収集機能を行うのか。

事務局：

高齢者保健福祉計画でもITの活用をうたっているので検討する。

委員：

田無庁舎に就労紹介コーナーがある。三鷹の職業安定所が行っているそうだが、大勢の人が利用していると聞く。人がいなくても機械一つあれば情報が提供できると思う。福祉会館にこの機能を持ってきて面白いのではないかな。

会長：

ここはA型ということで事業に生業及び就労の指導がある。IT化を含めて機能を福祉会館以上に発展させるような、ふれあいネットワーク事業との関連で、実施計画で検討されると思う。相談体制と情報機能を文言に入れた方がよいと思う。「従来の機能を発展・拡大化すると共にバリアフリー化」のところに「IT化」と入れてもいいかもしれない。

委員：

多世代が利用するというので、共有部分には是非ITをおいて欲しい。

委員：

近所に羽根木公園があり、一画にプレイパークという子ども専用遊ぶ場所がある。ここでは、ガキ大将を頂点に子どもたちが自己責任の下に色々な遊びをしても構わないという場所である。そういう遊びから子どもたちはいろんなことを学ぶはず。今回これは建物ですが、下から2行目に世代交流を目指すとある。そういう色々な世代の方が見えるセンターなので、そこで紐の結び方やパソコンの使い方などを知っている方が知らない方に伝え、建物の中で自由な空間にしていければいいと思う。

委員：

この老人福祉センターの名称をもっと近代的な名称を考えて欲しい。

事務局：

他に意見がありまら7月23日までに事務局に連絡ください。その後正副会長と調整し、纏めます。つきましては、会長に一任をいただき、市長に答申させていただく。

会長：

それでは、これで閉会いたします。